

開催・令和元年6月6日

所管部課		都市建設部 都市計画課		部長	鈴木 菜穂 美			
件 名		立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業清算金の徴収及び						
		交付に関する規則について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	土地区画整理法 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例						
	部課機関	都市建設部 都市計画課						
1. 要 旨 東大和市が施行する立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付については、土地区画整理法、土地区画整理法施行令、土地区画整理法施行規則及び本事業の施行規程を定める条例に定められているが、徴収交付事務を円滑に進めるための処理方法等を別途定めるため、本規則を制定するものである。 (1) 概要 ・清算金額の算出 ・清算金の相殺 ・清算金の徴収及び交付 ・清算金の供託 ・督促 等 (2) 施行日 公布の日から施行する。 (3) 影響及び効果 清算金の徴収交付事務を円滑に行うことが可能となり、立野一丁目土地区画整理事業の早期事業完成が期待できる。								
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 平成31年 3月 1日 東京都知事が換地処分 of 公告を行う。 3月 2日 換地処分 of 効力発生 令和元年 5月 30日 本規則 of 文書課審査終了								
3. 留意事項 (問題点等)								
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、起案処理したい。 規則に係る様式等は別途定める。								
5. 審議結果								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。